

まちづくり提案に関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、三田市市政への市民参加条例（以下「条例」という。）第21条に規定するまちづくり提案に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 まちづくり提案の方法

(1) 市民（年齢満20歳以上の市内在住者に限る。）は、10人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を市長等に対して提案することができる（条例第21条第1項）。

(2) まちづくり提案を行おうとする者は、まちづくり提案書（様式第1号）及びまちづくり提案者名簿（様式第2号）により行うこととする。なお、これらに記載されている項目が記載されていれば、他の様式でも提案は可能である（以下同じ。）

【まちづくり提案書（様式第1号）記載要領】

まちづくり提案書の記載は、次により行う。

ア 提案する政策の名称 当該まちづくり提案に係る政策の名称を記載すること。

イ 現状及び課題 当該まちづくり提案が前提とする現状及び課題について記載すること。客観的な現状及び課題に限らず、提案者が認識している現状及び課題を記載することで足りる。

ウ 提案に係る政策の目的、趣旨 当該まちづくり提案の目的や趣旨について具体的に記載すること。

エ 提案に係る政策の内容（対象、手段等） 当該まちづくり提案の内容（対象、手段等）を具体的に記載すること。

オ 提案に係る政策の実施により期待できる効果 上記エを実施することにより期待できる効果を具体的に記載すること。

カ 提案に係る政策の実施に当たり必要な費用見込み 上記エを実施するに当たり必要な費用の見込みを記載すること。継続的な政策であれば1年あたりの見込みを記載することとする。

キ 意見を述べる機会 提案代表者が希望するときは、意見を述べる場が設けられる（条例第21条第4項）。意見を述べる場を希望する場合は、希望するに○を記入すること。

ク 添付資料 添付資料がある場合は、資料名等を記載すること。

【提案者名簿（様式第2号）記載要領】

提案者名簿の記載は、次により行う。

ア 提案代表者を含めて、自署により、署名年月日、住所、氏名及び生年月日を記載するとともに押印すること。

イ 提案者は、満20歳以上の市内在住である必要がある。この要件審査を市が行うことを承諾するときは承諾欄に「○」を記入する。承諾しないときは承諾欄に「×」を記入するとともに、住民票の写し等の住所、氏名及び年齢が確認できる書類を提出すること。

ウ 本人が身体の障がい等により自署することができない場合は、代筆も可とする。その際は、その下の番号欄に「代筆」と記入し、代筆者の住所、氏名、生年月日を記載するとともに押印すること。

エ 番号欄に、1から連番で番号を付する。代筆者は、署名者として計上しない。

3 まちづくり提案の受け付け

(1) まちづくり提案の受け付けは、市政への市民参加所管課にて行い、当該提案書の写しを保管するとともに、関係課へ当該提案書の原本又は写しを送付する。

(2) まちづくり提案があったことの公表等

まちづくり提案があったときは、情報公開条例に規定する非公開情報に該当するものを除き、当該提案の概要を公表する（条例第21条第2項）。なお、この公表は、提案を受けた日から起算して10日以内に行うよう努めることとし、市ホームページへの掲載又は市政への市民参加所管課及び関係課への備え付けにより公表する。

4 まちづくり提案の検討等

(1) まちづくり提案に係る所管課が複数ある場合は、当該提案に対する市長等の考え方について協議・調整を行う機会を設けるよう努める。

(2) 提案代表者が意見を述べる機会を設けることを求めるときは、当該提案内容について所管する部の職員が提案代表者等の意見陳述を聴くこととする。

この場合において、意見を聴く職員は、当該提案の内容を明確にするため、提案代表者等に対して質問をすることができる。

なお、この意見陳述の機会については、原則として公開することとし、提案代表者が公開を希望しないときのみ、非公開とする。

(3) まちづくり提案について検討をするに当たっては、経営会議における協議を経ることとする。

(4) まちづくり提案に対する検討結果の通知等

ア まちづくり提案に対する検討の結果及び理由の通知は、「まちづくり提案に対する検討結果のお知らせ」（様式第3号）により、当該提案があった日から40日以内に行うよう努めるものとする。

イ アにあわせて、非公開情報を除いて、公表する。この公表の日は、再検討の申し出の期間制限の基準日となるものであることから、アの通知日より前には公表しないこととする。なお、この公表は、市ホームページへの掲載又は市政への市民参加所管課及び関係課への備え付けにより行うこととする。

5 まちづくり提案における再検討の申し出等

- (1) 提案代表者は、まちづくり提案に対する検討結果に不服がある場合は、「まちづくり提案再検討申出書」(様式第4号)により、その公表があった日から起算して15日以内に再検討の申し出をすることができる(条例第21条第5項、規則第15条)。

【まちづくり提案再検討申出書(様式第4号)記載要領】

まちづくり提案再検討申出書の記載は、次により行う。

- ・申し出に係る政策の名称又は内容 当該再検討申出に係る政策の名称又は内容を記載すること。
 - ・申出理由 当該再検討を申し出る理由を記載すること。
- (2) まちづくり提案再検討申出書が提出されたときは、市政への市民参加推進委員会に、当該提案の内容の当否について諮問することとする。
- (3) 市政への市民参加推進委員会の意見を参考に再検討を行い、当該再検討の結果について、「まちづくり提案に対する再検討結果のお知らせ」(様式第5号)により、提案代表者に通知する。再検討に当たっては、経営会議への協議を行うものとする。再検討の結果については、非公開情報を除いて公表する(条例第21条第7項及び第3項)。

【様式第1号】

年 月 日

三田市長 あて

住所 三田市

ふりがな

提案代表者 氏名

電話番号

メール
アドレ
ス

まちづくり提案書

三田市市政への市民参加条例第21条第1項の規定により、別紙提案者名簿を添えて、次のとおり提案します。

提案する政策の名称	
現状及び課題	
提案に係る政策の目的、趣旨	
提案に係る政策の内容 (対象、手段等)	
提案に係る政策の実施により期待できる効果	
提案に係る政策の実施に当たり必要な費用見込み(費目、内訳、金額)	
意見を述べる機会 (どちらかに○をつけてください)	1 希望する 2 希望しない
添付資料	

【様式第2号】

まちづくり提案者名簿（ 枚中 枚目）

提案するまちづくり提案の名称

提案代表者氏名

番号	署名年月日	住所	氏名	生年月日	承諾	印
		三田市				
		三田市				
		三田市				
		三田市				
		三田市				
		三田市				
		三田市				
		三田市				
		三田市				
		三田市				

備考 1 署名できる者は、条例の規定により、年齢20歳以上の三田市に住所を有する人に限ります。この要件の審査の必要のため、市が住所及び年齢を調査することを承諾する人は、「承諾」欄に「○」を記入してください。承諾しない方は「×」を記入するとともに、住民票の写し等の住所及び年齢を確認できる書類を提出してください。

2 氏名は、自署に限ります。ただし、身体に障がいがある等により自署することができない場合は、代筆をしていただけます。代筆した場合は、代筆した署名の下の番号欄に代筆した旨（「代筆」と記入してください。）、「代筆者の住所」、「代筆者の氏名」、「代筆者の生年月日」を記入し、代筆者の印を押印してください。

提案代表者

様

三田市長

まちづくり提案に対する検討結果のお知らせ

年 月 日付けで提案のありました政策について、検討の結果、次のとおりとしましたので、三田市市政への市民参加条例第21条第3項の規定によりお知らせします。

提案に係る政策の名称		
検討結果	結論	
	理由	
検討結果公表日		年 月 日
検討経緯		

※この検討結果に不服がある場合は、上記の検討結果の公表の日から起算して15日以内に市長に対して再度検討することを申し出ることができます。

三田市長 あて

住所 三田市

ふりがな

提案代表者 氏名

電話番号

メール
アドレ
ス

まちづくり提案再検討申出書

三田市市政への市民参加条例第21条第5項の規定により、次のとおり再検討の申し出を
します。

申し出に係る政策 の名称又は内容	
申出理由	

提案代表者

様

三田市長

まちづくり提案に対する再検討結果のお知らせ

年 月 日付けで提案のありました政策について、検討の結果、次のとおりとしましたので、三田市市政への市民参加条例第21条第7項及び第3項の規定によりお知らせします。

提案に係る政策の名称		
再検討結果	結論	
	理由	
再検討経緯		